

資料

令和 5 年第 3 回定例市議会議案  
条例等新旧対照表



議案第 39 号	藤井寺市役所支所設置条例の廃止等について	
	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正案（第 2 条関係）	1
	（附則改正）	
	藤井寺市公告式条例の一部改正案（附則第 2 項関係）	3
議案第 40 号	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	
	藤井寺市印鑑条例の一部改正案	4
議案第 41 号	藤井寺市空家等対策協議会条例の一部改正について	
	藤井寺市空家等対策協議会条例の一部改正案	5
議案第 42 号	柏原羽曳野藤井寺消防組規約の変更に関する協議について	
	柏原羽曳野藤井寺消防組規約の一部変更案	6



議案第 39 号

藤井寺市役所支所設置条例の廃止等について

○藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号） 新旧対照表  
（第2条関係）

改正後	改正前																																							
<p>（名称及び位置） 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 位置 ア・イ 略</p> <p>別表第1（第12条関係）</p>	<p>（名称及び位置） 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 （1） 略 （2） 位置 ア・イ 略 ウ 分館 藤井寺市沢田3丁目6番36号</p> <p>別表第1（第12条関係） 分館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用時間区分</th> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> <th style="text-align: center;">全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 正午まで</td> <td style="text-align: center;">午後1時から 午後5時まで</td> <td style="text-align: center;">午後6時から 午後10時まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時から 午後10時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中会議室</td> <td style="text-align: center;">2,090</td> <td style="text-align: center;">3,230</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;">8,140</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会議室1</td> <td style="text-align: center;">1,510</td> <td style="text-align: center;">1,700</td> <td style="text-align: center;">2,090</td> <td style="text-align: center;">4,190</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会議室2</td> <td style="text-align: center;">1,420</td> <td style="text-align: center;">1,510</td> <td style="text-align: center;">1,700</td> <td style="text-align: center;">3,420</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会議室3</td> <td style="text-align: center;">1,220</td> <td style="text-align: center;">1,420</td> <td style="text-align: center;">1,510</td> <td style="text-align: center;">3,230</td> </tr> </tbody> </table>					使用時間区分	午前	午後	夜間	全日	種別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで		円	円	円	円	中会議室	2,090	3,230	4,000	8,140	会議室1	1,510	1,700	2,090	4,190	会議室2	1,420	1,510	1,700	3,420	会議室3	1,220	1,420	1,510	3,230
使用時間区分	午前	午後	夜間	全日																																				
種別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																				
	円	円	円	円																																				
中会議室	2,090	3,230	4,000	8,140																																				
会議室1	1,510	1,700	2,090	4,190																																				
会議室2	1,420	1,510	1,700	3,420																																				
会議室3	1,220	1,420	1,510	3,230																																				

改正後	改正前				
	和室	1, 2 2 0	1, 4 2 0	1, 5 1 0	3, 2 3 0
	談話室 1	7 3 0	8 1 0	1, 0 1 0	1, 9 0 0
	談話室 2	7 3 0	8 1 0	1, 0 1 0	1, 9 0 0
	大会議室 (中会議室と 会議室 1 を同 時使用したと き)	3, 2 3 0	4, 1 9 0	4, 9 5 0	9, 7 3 0

○藤井寺市公告式条例（昭和34年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表  
（附則第2項関係）

改正後	改正前
<p>（条例の公布） 第2条（略） 2 条例の公布は、藤井寺市役所前の掲示場に掲示してこれを行う。</p>	<p>（条例の公布） 第2条（略） 2 条例の公布は、藤井寺市役所前<u>及び藤井寺市支所前</u>の掲示場に掲示してこれを行う。</p>

議案第 40 号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

○藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 前条の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録されている利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書で有効なものに限る。）</u>を利用することにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）で印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

議案第 41 号

藤井寺市空家等対策協議会条例の一部改正について

○藤井寺市空家等対策協議会条例（平成29年藤井寺市条例第11号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、藤井寺市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、藤井寺市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。</p>

議案第 42 号

柏原羽曳野藤井寺消防組合規約の変更に関する協議について

○柏原羽曳野藤井寺消防組合規約（昭和38年9月27日許可） 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>大阪南消防組合規約</u></p> <p>(組合の名称) 第1条 この組合は、<u>大阪南消防組合</u>（以下「組合」という。）という。</p> <p>(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、<u>富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村</u>（以下「<u>関係市町村</u>」という。）をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) <u>消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）</u> (2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより、<u>関係市町村</u>が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務</p> <p><u>(議会の組織)</u> 第5条 <u>組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は、18人とし関係市町村の選出区分は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	<p><u>柏原羽曳野藤井寺消防組合規約</u></p> <p>(組合の名称) 第1条 この組合は、<u>柏原羽曳野藤井寺消防組合</u>（以下「組合」という。）という。</p> <p>(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、<u>大阪府柏原市、羽曳野市及び藤井寺市</u>（以下「<u>組合市</u>」という。）をもって組織する。</p> <p>(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。） (2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより、<u>組合市</u>が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務</p> <p><u>(議会の組織)</u> 第5条 <u>組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は、12人とし、組合市の選出区分は次のとおりとする。</u> <u>柏原市 4人</u> <u>羽曳野市 4人</u> <u>藤井寺市 4人</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>富田林市</u> 3人  (2) <u>河内長野市</u> 3人  (3) <u>柏原市</u> 3人  (4) <u>羽曳野市</u> 3人  (5) <u>藤井寺市</u> 3人  (6) <u>太子町</u> 1人  (7) <u>河南町</u> 1人  (8) <u>千早赤阪村</u> 1人</p> <p>(議員の選挙)  第6条 組合議会の議員は、<u>関係市町村</u>の議会において、その議員の中からそれぞれ選挙する。  2 選挙を行うべき理由が生じたときは、組合の管理者は、<u>関係市町村</u>の長に通知しなければならない。  3 第1項の選挙が終わったときは、<u>関係市町村</u>の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。</p> <p>(補欠選挙)  第7条 組合議会の議員に欠員を生じたときは、<u>関係市町村</u>は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。  2 (略)</p> <p>(議員の任期)  第8条 組合議会の議員の任期は、<u>関係市町村</u>の議会の議員としての任期による。</p> <p>(執行機関の組織)  第10条 組合に管理者<u>1人</u>、副管理者<u>7人</u>及び会計管理者<u>1人</u>を置く。</p> <p>(執行機関の選任)  第11条 管理者は、<u>関係市町村</u>の長の互選により選出する。  2 副管理者は、管理者以外の<u>関係市町村</u>の長をもって充てる。</p>	<p>(議員の選挙)  第6条 組合議会の議員は、<u>組合市</u>の議会において、その議員の中からそれぞれ選挙する。  2 選挙を行うべき理由が生じたときは、組合の管理者は、<u>組合市</u>の長に通知しなければならない。  3 第1項の選挙が終わったときは、<u>組合市</u>の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。</p> <p>(補欠選挙)  第7条 組合議会の議員に欠員を生じたときは、<u>関係組合市</u>は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。  2 (略)</p> <p>(議員の任期)  第8条 組合議会の議員の任期は、<u>組合市</u>の議会の議員としての任期による。</p> <p>(執行機関の組織)  第10条 組合に管理者、副管理者<u>2人</u>及び会計管理者を置く。</p> <p>(執行機関の選任)  第11条 管理者は、<u>組合市</u>の長の互選により選出する。  2 副管理者は、管理者以外の<u>組合市</u>の長をもって充てる。</p>

改正後	改正前
<p>3 会計管理者は、<u>管理者が任命する。</u></p> <p>(執行機関の任期) 第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該<u>関係市町村</u>の長としての任期による。</p> <p>(監査委員) 第13条 (略) 2 監査委員は、<u>管理者が組合議会の同意を得て組合議会の議員及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項に規定する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)</u>のうちから各1人を選任する。 3 (略)</p> <p>(職員) 第14条 組合に<u>消防吏員その他の職員(以下「職員」という。)</u>を置く。 2 <u>前項の職員の定数は、組合の条例で定める。</u></p> <p>(経費支弁の方法) 第15条 組合の経費は、<u>関係市町村の負担金、補助金、手数料その他の収入をもって充てる。</u> 2 <u>前項の負担金は、公平性の観点から、関係市町村における当該会計年度(地方債の元利償還金については、当該地方債の借入年度。以下同じ。)の前年度の基準財政需要額(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。)の消防費の合計額に対する当該市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額の消防費の割合に応じた額とする。</u></p>	<p>3 会計管理者は、<u>管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。</u></p> <p>(執行機関の任期) 第12条 管理者及び副管理者の任期は、当該<u>組合市</u>の長としての任期による。</p> <p>(監査委員) 第13条 (略) 2 監査委員は、<u>管理者が組合議会の同意を得て組合議会の議員及び地方自治法第196条第1項に規定する識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)</u>のうちから各1人を選任する。 3 (略)</p> <p>(職員) 第14条 組合に<u>職員</u>を置く。</p> <p>(経費支弁の方法) 第15条 組合の経費は、<u>組合市の分賦金、財産より生ずる収入手数料、その他の収入をもって支弁する。</u> 2 <u>前項の分賦金は、総額の100分の20を組合市の均等割とし、総額の100分の80を当該会計年度の前年度の9月末日現在における組合市の住民基本台帳に記録された世帯数に比例して、組合市に分賦する。</u></p>

